

屋外広告物法（昭和 24 年法律 189 号）第 7 条第 4 項の規定により  
広告物及び掲出物件を除却し、同法第 8 条第 1 項の規定により保管し  
たので、同条第 2 項並びに一宮屋外広告物条例（令和 2 年条例第 65  
号）第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定により、次のとおり告示す  
る。

令和8年 3月 3日

一宮市長 中野 正康

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量  
別添保管広告物等一覧表簿の「除却広告物等の名称又は種類」欄  
及び「数量」欄に記載のとおり
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告  
物又は掲出物件を除却した日時  
別添保管広告物等一覧表簿の「表示又は掲出の場所」欄、「除却の  
日」及び「除却した時間」欄に記載のとおり
- 3 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所  
別添保管広告物等一覧表簿の「保管を始めた日時」欄及び「保管  
場所」欄に記載のとおり
- 4 返還する期間  
告示の日から起算して 2 週間以内
- 5 保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事  
項  
一宮市まちづくり部公園緑地課において誓約書及び受領書と引換  
えに返還
- 6 連絡先  
一宮市まちづくり部公園緑地課緑化・景観グループ

